

## 芦屋市条例第 4 号

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年芦屋市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>個人情報</u> 番号法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) <u>個人番号</u> 番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(3) <u>特定個人情報</u> 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) <u>特定個人情報ファイル</u> 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p>	<p>(定義) 第 2 条 <u>この条例における用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。</u></p>

改正後			改正前																																
<p>(5) <u>個人番号利用事務実施者</u> 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(7) <u>特定個人番号利用事務</u> 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(8) <u>利用特定個人情報</u> 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長又は芦屋市教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長～ 4 市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5 市長</td> <td rowspan="4">芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障がい者関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長～ 4 市長	(略)	(略)	5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)	(略)	障がい者関係情報であって規則で定めるもの			(略)	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長又は芦屋市教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長～ 4 市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5 市長</td> <td rowspan="4">芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長～ 4 市長	(略)	(略)	5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)	(略)	障害者関係情報であって規則で定めるもの			(略)
機関	事務	特定個人情報																																	
1 市長～ 4 市長	(略)	(略)																																	
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)																																	
		(略)																																	
		(略)																																	
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの																																	
		(略)																																	
機関	事務	特定個人情報																																	
1 市長～ 4 市長	(略)	(略)																																	
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)																																	
		(略)																																	
		(略)																																	
		障害者関係情報であって規則で定めるもの																																	
		(略)																																	

改正後			改正前		
		(略)			(略)
		(略)			(略)
6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障がい者及び高齢障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障害者及び高齢障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし障がい者及び高齢障がい者に関するものを除く。)			医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし障害者及び高齢障害者に関するものを除く。)
8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)

改正後			改正前		
		(略)			(略)
		(略)			(略)
9	市長	(略)	9	市長	(略)

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条各号列記以外に定める部分の規定により政令で定める日から施行する。